

令和 6 年
第 6 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 6 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 3 時

会場 立川市役所 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - （ 1 ） その他
- 6 閉会

令和6年第6回立川市農業委員会総会

令和6年6月26日（水）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 普 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番		14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君

次長 八 谷 俊 太 郎 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

梅雨に入って、このところ非常に気温も高く、私たち農業者にとっても非常に暑くて、また慣れないせいか、特に熱中症には皆さんも気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年第 6 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、9 番の森谷委員、10 番の鴻地委員にお願いしたいと思います。

また、事務報告前に、事務局より議題について説明があるとのことでお願ひいたします。

係長 こんにちは。本日、本来先日の現地調査があったときに、中間管理事業につきまして議題に上げる予定がございましたが、先日の現地調査におきまして、委員の方や借受人の方から事務局に対して契約関係についての質問がありまして、そのことを東京都農業会議の中間管理の担当者のほうに確認を行いましたところ、加筆とか修正がやはり必要ではないかというお話がありましたので、農業会議の担当者、事務局、貸付人、借受人の 4 者で、20 日に話合いの場を設けまして、改めて説明と聞き取りを行いました。

その結果、もう少し契約事項について確認や調整をしたいという話が出まして、今回の総会議案からは取り下げたいとの申出がございました。

調整内容としては、農地の返還の際の条件や貸付人が現在所有してあります、植えてあります植木類等の管理をどうするか

など、そういったことにつきまして話合いのほうを、またさせていただいたところでございます。

また、次回以降、その件につきましては改めて申請をされる予定ですが、今回は議題から削除させていただきましたので、御了承ください。

現地調査に行かれた委員の方につきましては、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７項の規定による届出が１件です。（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が６件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行います。まず、これを始める前に、先ほど無事、令和６年第２回本会議、議会がつつがなく終了いたしましたことを、まずもって御報告申し上げます。では、失礼いたします、着座にて、御報告申し上げます。

５月２８日（火）、農地利用最適化交付金及び機構集積支援事業説明会が開催をされまして、事務局が参加をいたしたところでございます。

５月２９日（水）、全国農業委員会会長大会が開催をされまして、会長が出席をされました。

５月３１日（金）、相続税納税猶予制度実務研究会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

６月３日（月）、令和６年度第１回農地パトロールを農業経営部会と事務局で行いました。

６月５日（水）、農業者年金担当者会議が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

６月６日（木）、農地中間管理事業担当者会議が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

６月７日（金）、主任職員協議会・通常総会が開催をされ

まして、事務局が参加をいたしました。

6月18日（火）、東京都農業会議の通常総会、事業推進協議会が開催をされまして、会長、次長が出席をされました。

委員会といたしましては、6月14日（金）に6月の総会に向けた現地調査を、26日（水）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会を開催をいたします。

明日以降の予定でございます。

7月1日（月）、農業委員会地区別広域連携会議が開催をされまして、会長、職務代理、事務局が参加を予定しております。

7月17日（水）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席される予定となっております。

7月24日（水）、農業者年金推進会議が開催をされ、事務局が参加を予定しております。

委員会といたしましては、7月16日（火）に7月の総会に向けた現地調査を、25日（木）午後3時より第7回総会、終了後、全員協議会を開催をいたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は231㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出6件についての御報告でございます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

ます。

1 件目、農地の所在は砂川町 6 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 6 5 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は幸町 6 丁目の 2 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地及び公衆用道路。面積は 1 6 1 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は柏町 1 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 0 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目、農地の所在は上砂町 1 丁目の 2 筆。地目は登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は 5 6 8 m²。転用目的は道路用地でございます。

5 件目、農地の所在は砂川町 2 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 4 2 6 m²。転用目的は駐車場用地でございます。

6 件目、農地の所在は柏町 2 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 2 1 m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いします。

田中委員、お願いします。

1 4 番 この番号 1 のほうで、現況のほうが宅地と介在畑になっていますが、この介在畑というのはどういう意味するんですか。

議長 では、事務局。

係長 宅地介在畑につきましては、いわゆる畑の状況はあるんですけれども、宅地と同じような課税をするということは聞いておりますが、詳細につきましては、課税課のほうに聞いてきて、後ほど御説明させていただきますので、よろしく願いいたし

ます。

議長 ありがとうございます。では、後ほどまた報告があるということですのでよろしくお願いしたいと思います。

そのほか、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

… 質疑なしの声

議長　質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について１件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。

次長　　そうしましたら、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について御説明をいたします。着座にて失礼いたします。

議案第１号、現地調査を６月１４日、申請人立会いの下、鈴木会長、清水委員、嶋田職務代理、森谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、御説明をいたします。

農地の貸付人及び借受人の住所・氏名については記載のとおりです。

今回、許可を受けようとする申請農地は一番町2丁目の1筆になります。今回は立川市農地バンクを通じ、貸借につながっております。

略図 1 を御覧ください。場所としましては天王橋交差点の南西、住宅街の間に広がる農地となります。借受人の方は植木生産農家であり、道路つきのよい農地の借受けを希望されておりました。ここの場所は南側と西側に道路が通っており、希望に沿った農地となっており、後ほど補足をいたしますが、当該農地は現状、生産緑地ではなく宅地化農地となっております。ですので、農地法第 3 条に基づきました貸借となっております。

農地の権利設定については、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列挙されております。

まず、条件３つありまして、１つ目が、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合。全部効率利用要件になります。

２つ目が、農業従事者が農作業に年間１５０日以上常時従事することが認められない場合。常時従事要件となります。

３つ目が、農地の集団化、農作業の効率化等周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。地域との調和要件となります。

以上の要件に該当せず、適正に農地を耕作・管理できるとされた場合には、農地の権利移転の許可を受けることができるということでございます。

まず、許可要件①の全部効率利用要件になりますが、現在、御本人のほか、世帯員及び臨時雇用者も従事されて作業をされてございます。また、トラクター等の農機具の所有についても確認済みであり、問題ないと考えております。

続いて、許可要件②、農作業常時従事要件ですが、借受人及び妻・子も２００日以上従事されており、要件を満たしているものと考えます。

最後に、許可要件③の地域との調和要件となりますが、現在、市内各地で耕作・営農されており、地域での関係性も良好であるということから、要件として問題ないと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第３条第２項に規定する許可をすることができないものには該当しないと考えております。

なお、現在、この農地は生産緑地の指定手続の予定がありまして、令和７年１月１日付の指定となる見込みです。生産緑地として指定された場合には、農地法３条の貸借契約から、都市農地貸借円滑化法による貸借へ変更するため、再度申請をされる予定となります。

議案第１号については以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第１号について、確認を担当された委員から補足説明を

お願いしたいと思います。

それでは、補足説明をまず初めに清水委員、お願いします。

- 15番 申請者の機械の保有状況ですが、6月10日、本人立会い、一緒に確認して、機械の申請書のとおり確認できました。また、農地に関しては、周りが住宅街ですので本来なら畑全部を植木に使いたいということなのですが、中道を入れて、車は畑の中に入れて作業をするということで、周りの方に影響がないようにということを考えていただけるようです。

以前、この方は柏町のほうもこの制度で畑を借りられています。本人立会いでこの現場も確認してきましたが、非常にきれいに耕作されていて、植木のほうもそろそろ出荷ができるということで、畑のほうもきれいに管理されているので、今回こちらの畑のほうも問題なく使っていただけたと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

- 9番 この方は貸借としても今まで実績もありますので、問題はないと思います。あと一つ心配なのは、この畑の出入口のところに、無断に駐車する方が昼夜を問わずあったので、それがちょっと問題かな、懸念されるところかなと思います。貸借については本当に一切問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田委員、お願いします。

- 2番 各委員さんが言ったように、借りる方はもう全く問題ないと思います。場所的なところも、最初清水委員からあったように、二面道路に面しているところで、非常に使いやすい場所だと思いますし、なおかつ中に中道を入れて使ってくれるということです。最近いろいろと現地調査で出ている近隣さんとの関わりというのも配慮してもらっていると思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、嶋田職代さんがおっしゃったとおりだと思います。全ての許可申請に関する案件についてはクリアされていて、実績もある方ですので、何の問題もないと思います。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 現地調査に行きまして、農地法3条に定める不許可要件についての該当はないというふうに判断しています。ただ、添付書類を拝見すると、入れるべき日付が入っていなかったりだとか、あるいはその契約書の内容についてどう解釈すべきかというところ、疑義がある4条と5条とか、その辺については紛争にならないように、立ち入るべき内容ではないとは思いますが、今後ほかの人も含めて、貸借契約の考え方というのは何か説明する機会があってもいいのではないかというふうには思いました。

 本件について、3条許可をすべきかどうかというところでは、問題なく許可していいかと思っております。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 ただいま説明がありました件につきまして、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

 では、私のほうから。ただいま岩崎委員から指摘がありました、今見ていますけれども、この契約書の中身の日付、年月日が入っていないということでございました。こちらについては実際は日付を入れなくてはいけないということになっているわけですよね。どうなんでしょうか。こういうのはいいんでしょうか。

主事 契約書の取り交わす日付の部分での質問であるかと思われませんが、通常、こちらのほうの日付については契約を取り交わしていただいた日が記入されるものだと判断しております。ですので、こちらについてはお手元にある書式等については記入

いただくように、事務局のほうから依頼をさせていただければ
と思っております。

議長 あともう一点言い忘れたのが、申請書にも日にちが入って
いないんです、何月何日という。これも本来でしたら、やはり
申請の日にちも入れなくてはいけないということでしょうか。

主事 御指摘いただきました申請書の日付につきましても、同じ
ように御申請いただいた日を記載すべきでございましたが、こ
ちらのほうは記入が漏れておりました。こちらの収受日のほう
が5月の、ちょっと印刷が不鮮明な箇所がありますので、確認
をして、日付を事務局のほうで補記をさせていただきたいと思
います。

1 1 番 今の日付の補記ですけれども、御本人の承諾が得られれば、
それはそれかとは思いますが。共同申請ですから両者でございま
すけれども、立川市はそのような運用をする市役所ではないと
いうふうに認識しているので、問題ないと思えますけれども、
申請しても役所が受理しないというところが往々にしてあるわ
けですよ。農地のあれに限らず。それでいわゆる水際策とい
うことで出したのに、受理の判こを押してくれないというよう
なトラブルは、農業委員会がというのではなくて、行政一般に
ついてあることとさせていただきます。

 ですので、本人の記入した日付と受理印が異なるということ
とか、そういったところもあり得るわけですので、そこは十分
に注意しなければ、こちらがよかれと思ってやったことが事実
を隠蔽するような評価を取られることはあり得ると思えますの
で、そこは御本人によくよく、当事者双方に、相互申請主義で
ございますので、そこは確認する必要があると思えます。

 あともう一つ補足でございますけれども、農地の貸借の契約
書のほうで日付が入っていない、これは本来入れるべき、入れ
ないと当事者が不利益を被ると思えますけれども、農地法に関
して言えば、賃貸借契約は書面による契約が求められているが、
使用貸借契約についてはそのような規定はないので、ここの書
面の日付が入っていないことが、農地法の3条の申請について

どうこうというところにはならないのではないかと私は思います。

ただ、御存じのとおり、農地法 3 条許可というのは効力発生要件ですので、幾らここが何日と書かれていようと、許可が出ない限りこの契約の効力はないと。一般には停止条件付とか、そういった契約も結ばれるところかなと思いますので、だから言ってみればこの 2 項のところの貸借期間、7 月 1 日というふうになっていますけれども、これより前に 3 条許可が出なかったらば、7 月 1 日という意識もないわけなので、その辺の理解とか、御本人が詳しく理解するところは難しいのかもしれませんが、日付というのが大事なところなんだよということとか、仮にここに日付を入れたとしても許可が出ない限りは効力は発生しないんだよというようなところは、説明をしても親切なのではないかというふうには思いました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

あともう一点ですけれども、この農地は今宅地化農地ということでございます。それで今後生産緑地に指定される予定ということですので、またこれは賃貸借契約が都市農地円滑化法の賃貸借契約をし直すということになるのですか。

主事 おっしゃられたとおり、使用貸借にはなるんですけれども、そちらの貸借円滑化法での取り交わしという形で予定してございます。

議長 その際は、また後日申請人は来ていただかなくても、もう一度しているから、それは預かるような形でもよろしいということですよ、今後ね。

主事 そちら現地調査であったり、総会にお越しいただくといった実務的な運用については、また申請の段階で、会長をはじめ御相談させていただこうと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございました。そのほか御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

… … 質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、大変お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には、農地法第3条の規定による許可申請について、十分御理解いただいていると思うんですが、申請農地につきましては、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、嶋田職務代理から質問をお願いします。

2 番 本日はお忙しい中ありがとうございます。

早速ですけれども、農地法第3条の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地について効率的に利用し耕作することや、その事業に必要な労働力や機械の所有状況などです。そこで、現地調査の際にもお伺いしたんですけれども、本日改めて2点ほど質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、今回権利を取得する農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物の計画等、その辺のお考えをお聞かせください。

2つ目に、農作業に必要な従事者の確保などについてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

申請人 よろしくをお願いします。

まず初めに、今回お借りする土地についてなんですけれども、現在、おおむね3haちょっと耕作しております。それでなかなか植木も連作というのが難しくて、最近は借りられる畑があれば新しく借りて、ちょっと自分の畑は休めようかなということで、今回申請するに至りました。また、今回作付についても今現在、売れ筋というか、数的にはかなり作っているソヨゴとユ

イリサガキ、あとシャクナゲ、その他もろもろ、あまり大きくならないで、割合単年度で生産して、おおむね4年ぐらいでワンスサイクルで生産していきたいなと、そのように思っています。

また、肥培管理についても、現在自分で耕作している農地と合わせて、ちょっと増えたかなぐらいでそんなに負担には思っていないんですけれども、なるべく御近所の皆さんに迷惑をかけないように耕作していきたいと思います。

また、家族経営的なこともあるんですけれども、私と長男と妻、また以前は常用雇用で2名ほど使っていたんですけれども、その子たちも独立させて、今それでも週に3日、4日、必ず男手が3人はいるように、そんな感じで現在経営を行っています。

以上です。よろしくお願いします。

2 番 ありがとうございます。申請者におかれましては、前回の円滑化法で借りていただいた土地ですから、そういう前例もありますし、問題ないと委員会のほうでは思っておりますので、今後も新しく借りていただく畑についても、肥培管理のほうをしっかりといただいて、立川の植木生産者の先頭を立て、これからもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございました。

申請人 分かりました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員さんから御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

1 4 番 申請者は朝早くから夫婦で畑仕事をしているのをよく見るんですよ。それで畑がすごくきれいなんですよ。特に柏町の借りた畑、日大の集団行動みたいに一糸乱れずに植木が植わっていて、立派だなと思っていますけれども、今後、規模拡大は、どのくらい面積を拡大したいなということを思っているんでしょうか。

申請人 規模拡大については、今年も多少一反返したり、また今回

申請して、約一反ですか、全体的にはそんなに、もうこれ以上増やすつもりはないんですけれども、子供が家に入ってまだ丸5年、6年目ぐらいになるんですけれども、今ちょうど熱のある時期で、もうちょっと頑張りたいかなと。父親もちょっとそれに引きずられて、何となくあくせくしながらもやっています。

取り分けそんなに広げるつもりはないんですけれども、でももうちょっとだったら行けるかなと、そんな感じです。

以上です。

14番 頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 そのほか、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、私のほうから質問をしたいところなんですけれども、質問するところが全くないんですね。なので、逆にちょっとお願いがございます。

今お話があったように、まだ今後もできたら借りたいというようにお話がありましたように、また今後もそういった農地バンクを利用して、ぜひ貸借で借りていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。とにかくあとは体には十分気をつけて励んでいただきたいと思います。

それでは、以上になります。ぜひ御家族とまた皆さんで協力し合って、耕作に励んでいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。よろしくお願いします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございました。

次に、議案第２号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、６件を議題に呈します。

なお、第２号の議案のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の間、一旦退室をお願いいたします。

〔２番 退室〕

議長 それでは、議案第２号の１について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第２号の１、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を鈴木会長、森谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

場所につきましては、議案第２号の１、一番町２丁目の５筆と４丁目の１筆になります。

略図１－１を御覧ください。略図１－１は天王橋交差点の西側、自宅裏に広がる農地で、スイカやキュウリ、トウモロコシなどの露地野菜のほか、ハウスでのトマトなど多品種の生産をされておりました。

略図１－２を御覧ください。略図１－２は天王橋交差点の北、武蔵村山市境に広がる農地となります。ナスやカボチャのほか、ローゼルなどのハーブを生産されておりました。ここではなるべく除草剤を散布しないようにしており、この時期は雑草がすぐ伸びるため大変であると伺っております。

続きまして、めくっていただいて略図１－３を御覧ください。略図１－３は天王橋交差点の西、玉川上水路北に広がる農地となります。畑の東はハウスでのトマトや育苗を、西側では露地でネギやカボチャ、エディブルフラワーを生産されておりました。

３か所とも肥培管理は良好で、境界も全て確認ができました。議案第２号の１については、以上となります。

議長 ありがとうございました。

確認を担当された委員から補足説明をお願いします。なお、今回、中立委員は横幕委員と岩崎委員が担当でございます。

それでは、補足説明を初めに森谷委員、お願いいたします。

9 番 この方は、ハウスの中で密植栽培という非常に珍しい栽培をされていまして、どの畑も適正に管理されていたので、問題はないと思います。

あと、珍しいナスだとかハーブだとかを作られていまして、御覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、以前ナスで、テレビで放映されたこともある方なので、非常に農業にも意欲的な方なので問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 この方は、通常のハウス露地野菜だけでなく、ハーブやエディブルフラワーなど、本当に多種多様な作物に意欲的に取り組んでおられると思います。頑張ってもらいたいと思います。管理については問題はありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 畑の管理状況については、皆様がおっしゃっているとおりでございます。販路につきまして、直売所ですとか、御自身で工房を持っていらっしゃるって、加工して、それを販売しているなど工夫もされておられて、消費者目線に立ったとてもいい販路をお持ちなのではないかと思います。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

〔2番 入室〕

議長 それでは、議案第2号の2以降について、事務局より説明をお願いします。なお、今回5番と6番は申請者が同一でしたので、調査はまとめて行いました。

それでは、説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第2号の続きになります。

農地相続人等の住所・氏名については記載のとおりとなります。現地調査を鈴木会長、高橋委員、鴻地委員、森谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の2、若葉町3丁目の2筆となります。

略図の2を御覧ください。略図の2は若葉町団地の南東に広がる農地となります。北側の畑では栗のほか、大根やスイカ、トマトなどの露地野菜を生産されておりました。栗林の中では雑草や剪定枝が目立ったため、委員より除草や片づけの指導がございました。

南側の農地については、これからサツマイモを植える予定とのことで、耕うんのみがされておりました。こちらはスギナがかなり生えており、委員より除草の指導がございました。指導された内容については、後日委員が確認することとなりましたので、後ほど報告をお願いしたいと思います。

境界については確認ができております。

続きまして、議案第2号の3、幸町6丁目の1筆となります。

略図の3を御覧ください。略図3は立川第四中学校の北、玉川上水路沿いに広がる農地となります。ハウスでトマトやイチゴのほか、露地ではトウモロコシやナス、カボチャなどを生産されておりました。畑にはハクビシンの足跡が見られましたが、被害はそれほどないとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、第2号の4、砂川町3丁目の1筆となります。

略図の4を御覧ください。略図の4は砂川三番交差点の北に広がる農地となります。ジャガイモや里芋、落花生のほか、地元のお祭りなどでの伝統文化を守るため、コンニャク芋や麦を生産されておられました。ボランティアの方と共に耕作をされており、肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の5と6になります。上砂町5丁目の5筆と一番町3丁目の2筆、一番町4丁目の3筆となります。こちらは親族同士であり、申請者が同一となっておりますので、調査は合わせて行っております。

まず、略図の5－1を御覧ください。略図5－1の北側の畑につきましては、上砂川小学校の北に広がる農地となり、ギンナンの生産のため、イチョウが植えられておりました。南側の畑は武蔵砂川駅の北に広がる農地となり、こちらもイチョウが植えられておりました。畑は計画道路が通る予定のため、東西に分かれております。

略図の6を御覧ください。略図の6は、武蔵砂川駅の西に広がる農地となります。こちらもイチョウが植えられておりました。今年は気候の関係か、オス・メスの花の咲く時期がずれたことにより、いつもの年よりギンナンの実のつきがよいことでした。みの一れやホームセンターなどで販売しているとのことでした。

続きまして、略図5－2を御覧いただければと思います。略図5－2は天王橋交差点の北、残堀川の西に広がる農地で、真榊などの植木を生産されておりました。

続いて、略図5－3を御覧ください。略図5－3は天王橋の北西、自宅西に広がる農地となります。ブルーベリーやキウイフルーツのほか、お茶、ジャガイモなどを生産されておりました。こちらについては、農地ではかなりの量の生産があるようですが、出荷はあまりしておらず、親族を含めた自家消費が主であるとのことでした。

それぞれ肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号については、以上となります。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

2番を私鈴木、あと横幕委員、岩崎委員、3番を高橋委員、横幕委員、岩崎委員、4番を鴻地委員、横幕委員、岩崎委員、5番と6番を森谷委員と横幕委員、岩崎委員をお願いいたします。

それでは、まず初めに2番、横幕委員、お願いします。

8番 今事務局の説明があったように、少し畑に、特に果樹の下に雑草が目立ちましたので、その指導がありました。なかなか手が回らないんだけれども、1週間以内にやりますということだったんですが、どうなったのでしょうか。

以上です。

議長 ありがとうございます。

私のほうからは、後ほど説明をいたします。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 今、横幕委員からもございましたとおり、草が大分伸びていて、背丈まではいかないけれども、身長がどのくらいにもよりますけれども、でもそれは伸びていると言わざるを得ない状況でございましたので、これはその後きちんと除草されたことが前提として、認めていくべきではないかというふうに思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。この方は、住まいは国分寺市の方でございます。今までお父さん中心に農業をしていたんですが、体調を崩しまして農業ができなくなってしまったのと、ここで新しく息子さんが定年退職ということで、まだ始めて間もないということで、農業を始めている関係で、少しまだ始めたばかりだということで草がかなり伸びたということでございました。

ということで、私のほうからこの方に、この状態だと証明書を発行するのはちょっと厳しい状態ですよということで、お話をさせていただきました。それで次の週に、特に栗が終わっているところの草を確認をさせてくださいということで、しまして、翌週に連絡がありまして確認をしましたら、非常にきれいに刈ってありましたので、問題はないかと思います。

こちらについては以上でございます。

続きまして、3番です。初めに高橋委員、お願いします。

- 1 2 番 先日、この申請者の畑を見てきまして、このうちは息子さんと2人で、路地は先ほどお話しされたナスとかトウモロコシ、ハウスの中でもトマトとかを一生懸命丁寧に作っているので、全く問題はないと思います。境界等もしっかりとしているので、大丈夫でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8 番 よく管理されていて、問題はないと思います。少し播種が遅れたという話でしたけれども、とてもたくましく、いろいろな野菜が育っていました。玉川上水に面したところに販売機があるんですけれども、直売所のお金が時々盗まれるという話は聞いたことがありますけれども、今回は野菜の販売機そのものが壊されたということで、大変な御苦労があるんだなというところなんですけれども、畑そのものは大変きれいに管理されていました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番 皆様と同じで、畑は物すごいきれいで、これは農業技術が高いということなんだろうなというふうに私は勉強させていただきました。横幕委員からもありましたとおり、ちょっと防犯上の問題をいろいろと抱えているようで、玉川上水は片側が非常に暗いので、夜はかなり危険なようでして、その辺が怖いというところをおっしゃっていましたが、証明という意味では

全く問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、4番を鴻地委員、お願いします。

- 10番 事務局から御報告があったとおりなんですが、御本人もそうなんですが、ボランティアの方がかなりしっかりしていて、畑のほうの管理、本人はまだ公務員で、土日祝日がメインらしいんですが、一生懸命やっております。1つだけ言ったのは、北側の道路の垣根の剪定、きれいに管理されているんですが、伸ばさないようにというのと、周りの住宅のちょうど間ぐらいに木がありますので、その枝も伸びないように小まめに切るようには指導いたしました。それ以外は問題ないと思います。
- 以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8番 現地調査に行ったときは、ちょうど麦の刈取りが終わったときでしたので、麦打ちをやったという、道路を挟んだ向かい側に保育園があるんですけれども、ボランティアの方たちがその保育園で、砂川の伝統文化を伝えるという活動をしているということで、持ち主のこの方自身も含めて、そういった砂川の文化を伝えていく活動をととても誇りにしているようでした。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 11番 皆様がおっしゃるとおり、周りの協力を得ながらきちんと管理されておりましたので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番と6番を森谷委員、お願いします。

- 9番 この申請者の畑は、事務局さんが言われたとおり、どの畑もきれいに管理されていまして、メインはギンナンの生産ということになります。生産者にお伺いしましたところ、略図でいうと5-1の畑なんですけれども、ちょうど道路が通るところで分断された畑があるんですけれども、その隣に大きなマンシ

ョンがありまして、そのマンションの方々がギンナンなので臭いとか、いろいろ苦情が来るみたいで、申請者の方はただ頭を下げるのみだとおっしゃっておいりました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今委員さんがおっしゃったとおりなんですけれども、ギンナンはとても栽培が難しいというか、今、私たちは街路樹や公園でギンナンをよく見ますけれども、畑で栽培しているギンナンは非常に少なくなっているというお話でしたが、御本人はそれを畑で少なくなった中で頑張ってやっているということをととても自慢しておられたように思います。

雌雄異株なので、その年のオスとメスの釣合いとかが難しいこともあるんだけれども、事務局が先ほど言ったとおり、今年はちょっと難しい年だということでした。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 最初に事務局に確認なんですけれども、申請者が同一というお話が先ほどありましたが、申請者は別ということでもいいんですよね。申請者は別で、同一世帯であるがために便宜上の確認を一緒にしたという趣旨ですよね。申請者は別でないとおかしいと思いますので、そこだけ誤解がないように確認したいと思います。

申請者を別名で入れていると思いますけれども。

係長 こちらの農地につきましては、申請者自体はもちろん別でございまして。申し訳ございません。今回窓口に来た申請のときに、同じ方が申請人の別の方の分も含めてお持ちいただいたという形になりますが、親族関係にあるというところと、説明のほうもその方が代わりにされるという形になります。

議案のほうにも書いてあるとおり、被相続人のところが同一となっておりますので、その辺も含めて、現地で説明をしていただいたという形になります。そのため、今回まとめた

形で調査のほうをさせていただいたという流れとなっております。

1 1 番 ありがとうございます。承知いたしました。

皆様からございましたとおり、畑の管理自体は非常にきれいにされていて、販売と自家消費とあるかと思えますけれども、いずれにしても納税猶予、引き続き農業経営というところでは問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、全体で問題はなかったかと思うんですけども、ただ1つだけ、私が担当された2番のところだけがちょっと問題があった点で、ほかは全体的には問題は全然ないということでございます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続きまして、その他でございますが、事務局のほうで何かございますか。

次長 事務局からは特にございません。すみません、担当から。

係長 先ほど報告事項の中で、宅地介在畑につきまして、委員のほうから質問がございました件につきまして、確認をいたしましたので、報告させていただきます。

こちらの農地につきましては、過去農地転用の手続きを行っただけですが、そのまま畑のまま現状が変わらなかったことということで、その後、業者等にも売られなかったということもござ

いまして、いわゆる……。

主事　　今御説明のとおりで、農地転用は過去に出されてはいるところなんです。ただ、引き続き畑として使用されておりまして、特段、農地法5条による権利移転なども行われていない土地につきましては、課税課のほうでは宅地介在畑というような形で課税をしているという話を伺ってきました。

以上でございます。

1 4 番　過去に農転をかけているならば、今回かけることはあるんですか。

主事　　結論から申し上げますと、そういったケースもございます。今回業者のほうに売買が決まりまして、法務局のほうに所有権の移転等、手続をする際には、農地に該当しますので、農地法5条の届出による受理通知を添付することになっております。ですので、そちらの受理通知を再度交付をするといった形で、再度申請をいただいたという認識でございます。

以上です。

1 4 番　ちょっと分からないんですけども、前の農転かけたときに、その受理通知というのは遡って出すことはできないの。

主事　　対応としましては、確かに委員がおっしゃるとおり、過去の農地転用の届出が出たといったところの証明書を再度発行するという手続を取ることもございます。ただ、こちらはもう一方の再度5条の転用の届出を出していただいて、再度受理通知を発行したケースということでございます。

1 1 番　ちょっと分からないんですけども、そうすると過去の4条かな、自分で持っているから4条なんですかね。過去の転用が出された後も農地台帳には載っていた、現況変わらないから台帳に載っていたということなんですか。それって、台帳から落ちるとするのはいつのタイミングで落ちるんですか。地目変更されたときなんですか。

局長　　事務局として明確なお答えができなくて申し訳ないんですけども、今事務局の説明を申し上げますと、農地法の4条ないしは5条の転用許可が下りていますよということで、実際

もう転用がかかるはずなんですけれども、実際外形上は畑として使われていて、その申請を出したところで、想定される使い方がされていないということです。

ということで、依然として農地として使われているということであれば、農地の課税をすると、それは公平性に欠けるので、それはいま一度、そこをちゃんと確認をして、再度ここで申請を出していただいて、もう一度皆さんで御審議をいただいて、再度許可ですと。以前、許可を出しているものの、そこは課税課と確認はしますけれども、課税台帳上は介在畑というふうな記載があるということでございます。

なので、一応介在畑という課税であるということは、農地と介在農地というようなことになってはいるんですけれども、実際使われ方としては農地として使われているので、そこら辺、課税課の認識と、我々こちらの認識とにちょっとずれがあってはいけないので、そのところで一つきっかけにして、確認をさせていただきます。それで整理をしたいというふうに思います。整理をした後、皆様に再度御報告を申し上げるということで、整理をしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、後日また、介在畑ということで、こちらのほうまた報告などをお願いします。

そのほか、ございませんか。あとはよろしいですか。

……なしの声

議長 それではないようですので、本日の審議はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は、7月25日（木）午後3時から、同じ部屋の208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきありがとうございました。

午後4時06分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員